

保存期間	3年（令和7年12月31日まで）
有効期間	3年（令和7年12月31日まで）

福 警 備 第 3 2 2 6 号

令 和 4 年 1 2 月 2 0 日

各部長 殿  
各所属長

警察本部長

#### 福岡県警察大規模災害対応業務継続計画の策定について（通達）

本県警察では、大規模災害発生時に、職員等の被災や警察施設の損傷が発生するような状況下であっても、限られた人員で必要な警察業務を継続できるよう「福岡県警察大規模災害対応業務継続計画の策定について（通達）」（令和元年12月23日付け、福警備第2496号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、内容を一部変更し、別添のとおり引き続き運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

主務課係名	警備課危機管理対策室災害対策係	電話番号	5723
-------	-----------------	------	------

# **福岡県警察大規模災害対応業務継続計画**

**福岡県警察本部**

## 目 次

<b>第1 総則</b>		
1 目的	.....	1
2 実施方針等	.....	1
(1) 実施方針	.....	1
(2) 福岡県公安委員会への報告等	.....	1
3 想定する災害と被害想定	.....	1
(1) 地震関係	.....	1
(2) 津波関係	.....	4
<b>第2 平素の措置</b>		
1 業務継続実施責任者等の指定	.....	5
(1) 業務継続実施責任者	.....	5
(2) 業務継続実施副責任者	.....	5
(3) 業務継続推進責任者	.....	5
2 業務の分類	.....	6
(1) 災害応急対策業務	.....	6
(2) 継続の必要性の高い通常業務	.....	6
(3) その他の通常業務	.....	6
3 人員計画	.....	6
(1) 人員計画の作成	.....	6
(2) 教養・訓練	.....	6
4 職場環境の整備等	.....	7
(1) 職場環境の整備	.....	7
(2) 情報通信の確保	.....	7
(3) 代替施設の整備	.....	7
(4) 備蓄等	.....	8
<b>第3 大規模災害発生時の措置</b>		
1 安否確認	.....	8
(1) 職員等の安否確認	.....	8
(2) 安否確認の方法	.....	8
2 業務継続のための執務体制の確立	.....	8
(1) 職員の非常招集及び緊急参集	.....	8
(2) 執務体制の確立	.....	9
3 業務継続計画の実施	.....	9
(1) 業務継続計画の発動	.....	10
(2) 状況に応じた対応	.....	10
(3) 来庁者への対応	.....	10
(4) 受傷事故の防止	.....	10
4 通常体制への復帰	.....	10
<b>第4 業務継続計画の維持・管理</b>		
1 公表	.....	10
2 教養・訓練	.....	10
3 点検・改善	.....	11

別表「主な非常時優先業務」

## 第1 総則

### 1 目的

この計画は、福岡県内で地震、津波、水害、原子力災害等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施方針等

#### (1) 実施方針

この計画の実施に当たっては、福岡県警察本部（以下「警察本部」という。）及び各警察署並びに福岡県情報通信部（以下「情報通信部」という。）が相互に連携を密にして一体的な活動を行い、その事務の迅速かつ適切な実施に努めるとともに、警察庁との連絡及び調整を図り、知事部局等関係機関との連携を強化して総合的な業務継続の推進に寄与するよう努める。

#### (2) 福岡県公安委員会への報告等

この計画の実施に当たっては、時期を逸することなく福岡県公安委員会へ報告し、大規模災害の発生時においても福岡県公安委員会の管理の下、その権限に属する事務の迅速かつ的確な実施に努める。

### 3 想定する災害と被害想定

この計画において想定する災害は、総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要がある災害をいい、被害想定については、福岡県地域防災計画（平成30年5月28日、福岡県防災会議）で示された結果に基づくものである。

#### (1) 地震関係

##### ア 県内の活断層と評価

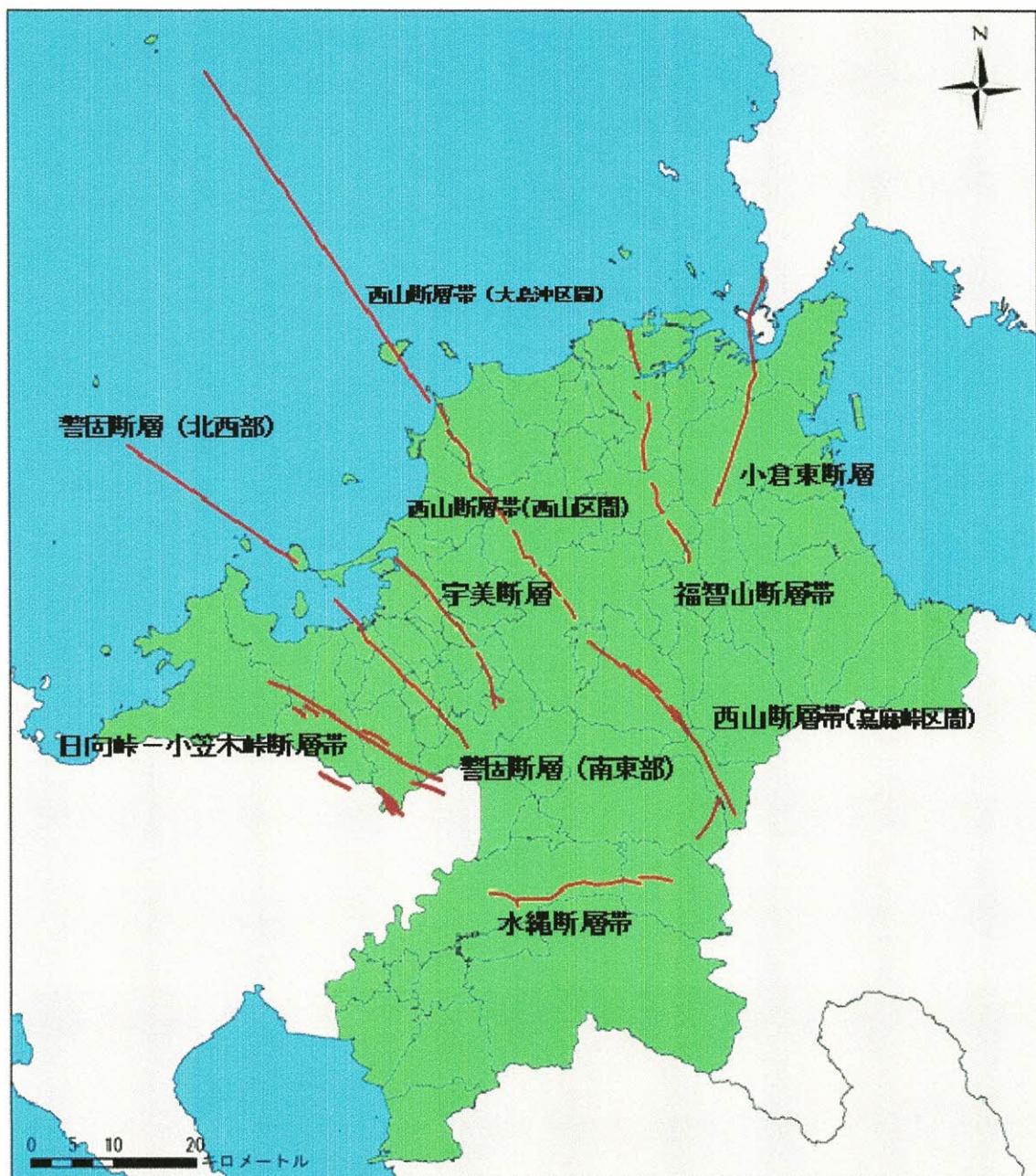
現在、県内において存在が確認されている活断層は7つであり、それぞれの活断層の国等における評価は下表のとおり。

活断層名	断層の長さ (km)	マグニチュード	平均的な活動間隔	最新の活動時期	今後30年以内に地震が発生する確率
警固断層 (北西部)	25	7.0	不明	2005年福岡県西方沖の地震	不明
警固断層 (南東部)	27	7.2	3,100年～5,500年	4,300年前以後、3,400年以前	0.3～6%
小倉東断層	13	7.1	不明	4,600年前以後、2,400年以前	0.005%
福智山断層帯	28	7.2	9,400～32,000年	28,000年前以後、13,000年以前	ほぼ0～3%

西山断層帯 (大島沖区間)	38	7.5	不明	20,000 年前以後	不明
西山断層帯 (西山区間)	43	7.6	不明	13,000 年前以後、 概ね 2,000 年以前	不明
西山断層帯 (嘉麻峠区間)	29	7.3	不明	不明	不明
水縄断層帯	26	7.2	14,000 年	679 年筑紫地震	ほぼ 0%
宇美断層	13	7.1	20,000 年～ 30,000 年	4,500 年前以降	ほぼ 0%
日向峠一小笠木峠 断層帯	28	7.2	不明	不明	不明

イ 想定地震の震源断層位置

想定される地震の震源断層の位置は下図のとおり。



## ウ 想定地震による被害等の概要

想定地震については、県内に存在する7つの活断層及び既往の地震に着目して設定するとともに、被害の算出については、人口が集中している県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域の被害を算出し、活動すれば、これらの地域に重大な被害を及ぼすと考えられる警固断層南東部、小倉東断層、西山断層、水縄断層に関する被害を算出したものである。

想定震源断層についての予測被害は以下のとおり。

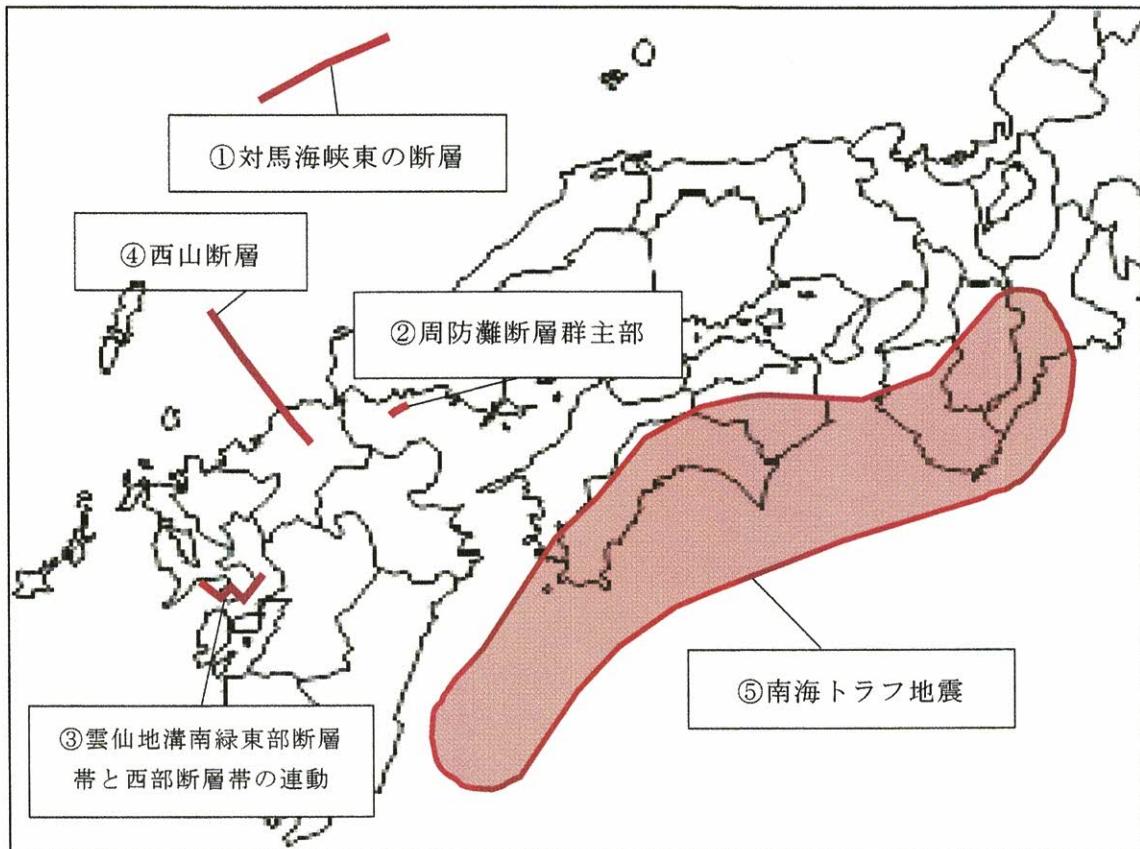
想定項目		震源断層	警固断層南東部 (北西下部)	小倉東断層 (中央下部)	西山断層 (北西下部)	水縄断層 (中央下部)
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木 造	16,291	6,504	12,526	23,951
		非木造	1,676	603	855	1,621
		計	17,967	7,107	13,381	25,572
	半壊 (中破)	木 造	12,864	5,458	12,655	10,251
		非木造	2,157	795	1,169	1,304
		計	15,021	6,253	13,824	11,555
ライフライン等被害 (箇所)	上 水 道		2,993	1,079	2,853	1,947
	下 水 道		650	331	200	517
	都 市 ガ ス 管		159	123	23	33
	配 電 柱		141	54	100	164
	電 話 柱		140	42	88	144
	道 路	高 速 道 路 (km)	120	78	52	103
		国 県 道 路	155	71	176	152
	鐵 道		346	163	365	263
	湾 岸 係 留 施 設 (km)		62.5	66.3	91.9	30.9
火 災	炎 上 出 火 (件数)		74	26	53	95
	延 焼 に よ る 焼 失 (棟 数)		10	4	6	20
人 的 被 害 (人)	死 者		1,183	486	844	1,482
	負 傷 者		22,508	6,634	21,678	23,254
	要 救 出 者		7,160	3,946	3,967	6,700
	要 後 方 医 療 搬 送 者 数		2,252	664	2,165	2,327
	避 難 者 数		41,425	22,899	23,025	39,713

## (2) 津波関係

### ア 津波断層の位置

福岡県は、玄界灘沿岸、豊前豊後沿岸、有明海沿岸の3つの沿岸を有している。

福岡県に来襲する可能性のある津波想定のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層について、各沿岸を選定して津波予測を行ったもの。



津波断層	沿岸
① 対馬海峡東の断層	玄界灘沿岸、豊前豊後沿岸
② 周防灘断層群主部	豊前豊後沿岸
③ 雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	有明海沿岸
④ 西山断層	玄界灘沿岸、豊前豊後沿岸
⑤ 南海トラフ	豊前豊後沿岸、有明海沿岸

### イ 各地震による最大津波高および津波到達時間

No.	ケース		最速津波 到達時間 (分)	最高津波 水位 (m)	建築物被害棟数 (棟)		人 的 被 害 (死者数)
	波源	初期潮位			全壊	半壊	
①	対馬海峡東の断層	朔望平均 満潮位	91	4.6	66	442	28

②	周防灘断層群主部	朔望平均満潮位	27	4.0	53	515	25
③	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	朔望平均満潮位	42	3.5	748	3,901	15
④	西山断層	朔望平均満潮位	1	4.3	46	382	28
⑤	南海トラフ	朔望平均満潮位	177	3.5	791	5,355	55

## 第2 平素の措置

### 1 業務継続実施責任者等の指定

#### (1) 業務継続実施責任者

ア 所属に、業務継続実施責任者を置き、所属長をもって充てる。

イ 業務継続実施責任者は、この計画に定められた業務を総括する。

#### (2) 業務継続実施副責任者

ア 所属に、業務継続実施副責任者を置き、次表に掲げる者をもって充てる。

所 属	業務継続実施副責任者
警察本部の課、監察官室、刑事部科学捜査研究所及び福岡市警察部庶務課	次席
部の附置機関(刑事部科学捜査研究所を除く。)及び北九州市警察部機動警察隊	副隊長
警察学校	副校長
警察署	副署長

イ 業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

#### (3) 業務継続推進責任者

ア 所属に、業務継続推進責任者を置き、次表に掲げる者をもって充てる。

所 属	業務継続推進責任者
警察本部の課、監察官室及び部の附置機関(刑事部科学捜査研究所を除く。)並びに福岡市警察部庶務課	庶務を担当する警部の階級(同相当職を含む。以下同じ。)にある者(庶務を担当する警部の階級にある者の配置のない所属にあっては、業務継続実施責任者が指名する者)

北九州市警察部機動警察隊	総務班長
刑事部科学捜査研究所	庶務・指導科長
警察学校	庶務科長
警察署	総務課長又は総務第一課長

イ 業務継続推進責任者は、大規模災害の発生時における職員の負傷等の被害をできる限り防止するため、職員に対する教養、職場環境の整備等に関する業務を推進する。

## 2 業務の分類

大規模災害の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）並びにその他の通常業務に分類するものとする。

警察本部における主な非常時優先業務については、別表のとおりとする。

### (1) 災害応急対策業務

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において執るべき措置又は業務であって、大規模災害に伴い新たに発生するもの、業務量が増加するもの又は緊急に対応する必要性が生じるものという。

### (2) 継続の必要性の高い通常業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間縮小し、又は中断することにより、治安や県民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、大規模災害の初動対応中であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものという。

また、大規模災害への対応は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務も継続の必要性の高い通常業務とする。

### (3) その他の通常業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務をいう。

## 3 人員計画

### (1) 人員計画の作成

業務継続実施責任者は、業務の分類に基づき、あらかじめ所属単位で非常時優先業務を実施するために必要な人員及び業務の縮小又は中断により非常時優先業務に配分できる人員を算出し、人員計画を作成する。

### (2) 教養・訓練

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理を図り、非常時優先業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ継続できるよう、教養・訓練を実施する。

#### 4 職場環境の整備等

##### (1) 職場環境の整備

###### ア 書棚等の転倒防止措置

業務継続実施責任者は、大規模災害の発生時における職員の負傷等の被害をできる限り防止するため、執務室内の書棚、キャビネット、テレビ、プリンター等の転倒防止措置を図るとともに、資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

###### イ 電力の確保

業務継続実施責任者は、電力の供給が停止した場合に備え、平素から非常用電源コンセントの位置を明確にするとともに、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続しておくものとする。

##### (2) 情報通信の確保

###### ア 通信の確保

情報通信部と連携して、災害に強い警察通信の整備、応急用通信資機材の確保等を推進するとともに、各種活動現場等において必要な通信を確保するため、情報通信部との連絡担当者及びその代替職員を複数人指名する。

また、情報通信部との連絡要領や窓口を手順書等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知させるなど、的確に連絡・連携を図れるようにする。

###### イ 情報管理機能の確保

大規模災害発生時における情報管理システム等の機能を確保するため、災害対応マニュアル等の整備に努めるとともに、大規模災害発生を想定した教養・訓練等を実施する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、大規模災害発生時においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保する。

##### (3) 代替施設の整備

###### ア 代替施設の確保

大規模災害の発生に伴い本部庁舎、警察署等が使用不能となった場合に備え、機能移

転先となる代替施設を確保する。

#### イ 留意事項

代替施設の選定に当たっては、当該施設の耐震性や立地環境（周辺における活断層の有無、津波及び水害の危険性、橋梁及びトンネルの損傷により孤立する危険性等）を考慮の上、適切な施設を選定する。

### (4) 備蓄等

#### ア 備蓄

大規模災害時に物資が不足する場合に備え、平素から非常時優先業務の実施に必要な食料、負傷者の応急救護に必要な救護用品、事務用物資等の適切な備蓄を推進する。

また、停電に備え非常用自家発電機等の燃料の確保に努めるものとする。

#### イ 代替事業者の把握

非常時優先業務に必要な物資等を提供する事業者及び各種システムの保守に係る事業者が、事業を継続することが困難になった場合の代替業者を検討する。

## 第3 大規模災害発生時の措置

### 1 安否確認

#### (1) 職員等の安否確認

業務継続実施責任者は、大規模災害が発生したときは、自所属の職員及びその家族の安否を確認し、警察本部に設置される災害警備本部に報告するものとする。

#### (2) 安否確認の方法

##### ア 安否情報の報告

職員は、大規模災害が発生したときは、その家族の安否を確認し、自身及び家族の安否について、自所属に報告するものとする。

##### イ 留意事項

大規模災害発生後は、電話による通話が困難になりやすいうことから、安否確認及びその報告は、電話のほか、携帯電話の電子メール等を活用して行うものとする。

### 2 業務継続のための執務体制の確立

#### (1) 職員の非常招集及び緊急参集

##### ア 非常招集

福岡県警察本部長、部長（警察本部並びに福岡市警察部及び北九州市警察部の部長をいう。）及び所属長は、大規模災害が発生したときは、福岡県警察非常招集規程（平成27年福岡県警察本部訓令第11号。以下「招集規程」という。）に基づき、全員招集又は

特定員招集を命ずるものとする。

イ 緊急参集

職員は、大規模災害が発生したときは、招集規程第14条の規定に基づき、当該所属に参集しなければならない。

ウ 応招・参集上の留意事項

職員は、応招・参集に際し、必要と認められる衣類、食料等を持参するものとする。

(2) 執務体制の確立

ア 体制の確立

業務継続実施責任者は、大規模災害が発生したときは、招集規程に基づき応招・参集した職員について、非常時優先業務を実施するための体制を早期に確立するものとする。

イ 庁舎機能の確保

(ア) 庁舎の破損状況の確認等

業務継続実施責任者は、大規模災害が発生したときは、庁舎の破損の有無を確認し、必要な場合は、立入禁止等の措置を講ずるものとする。

(イ) 電力の使用抑制

業務継続実施責任者は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

ウ 指揮命令系統の明確化

(ア) 代決

意思決定権者である幹部が被災等により出勤が困難となった場合には、福岡県警察事務決裁規程（平成3年福岡県警察本部訓令第6号）に基づき、代決を行う。

(イ) 事後承認

代決した事務については、事務代決者が事後速やかに承認を受けなければならない。

エ 負傷者への対応

大規模災害の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、必要により、医療機関に搬送するものとする。

オ 警察本部機能等の移転

大規模災害の発生に伴い警察本部や警察署等の庁舎が使用不能となったときは、業務継続実施責任者は、福岡県警察災害警備本部（以下「県警備本部」という。）と代替施設への機能移転を協議する。

3 業務継続計画の実施

#### (1) 業務継続計画の発動

大規模災害の発生状況及び職員の応招・参集状況を踏まえ、県警備本部又は警察署災害警備本部（以下「署警備本部」という。）において、業務継続計画の実施を決定する。

この場合、業務継続実施責任者は、大規模災害の発生状況が具体的に判明していない段階であっても、速やかに非常時優先業務の実施に移行できるよう備えることとし、その他の通常業務については、早期に縮小又は中断する。

#### (2) 状況に応じた対応

大規模災害の発生状況に応じ、県警備本部又は署警備本部において人員計画に定められた体制等の変更を検討し、人員体制等を変更する。

この場合、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について関係所属長と必要な調整を行う。

#### (3) 来庁者への対応

大規模災害の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時待機させるものとする。

この場合、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、災害警備本部等の調整の下、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入れ施設に案内又は誘導するものとする。

#### (4) 受傷事故の防止

二次災害が懸念される危険箇所等各種の業務阻害要因を的確に把握し、職員への周知を徹底するとともに、装備資機材を有効に活用するなどして受傷事故の防止に努める。

### 4 通常体制への復帰

大規模災害からの復旧状況を踏まえ、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、県警備本部又は署警備本部において通常体制への復帰を協議する。

## 第4 業務継続計画の維持・管理等

### 1 公表

この計画は公表する。また、福岡県警察のホームページに掲載するなどにより、この計画について県民の理解を求ることとする。

### 2 教養・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、大規模災害発生時の対応について周知させるとともに、定期的に本計画に関する教養・訓練を行う。

### 3 点検・改善

訓練等を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の異動状況を踏まえ、人員計画の必要な修正を行う。

## 非常時優先業務

部	所 属	災害応急対策業務	継続の必要性の高い通常業務
	各課共通項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察職員の招集・安否確認</li> <li>・警察施設の損傷状況の確認</li> <li>・応急の救護</li> <li>・庶務関連業務</li> <li>・災害警備本部の設置、運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡・調整</li> <li>・広報対応を始めとする市民等への情報伝達</li> <li>・庶務関連業務</li> </ul>
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部活動の集約</li> <li>・公安委員会対応業務</li> <li>・県議会対応業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議会対応業務、本部長の秘書、公告式</li> <li>・文書の接受・発送・編集・保管及び廃棄</li> <li>・公安委員会の庶務</li> <li>・個人情報保護の運用及び調整</li> <li>・情報公開の運用及び調整</li> </ul>
	被害者支援・相談課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等における被害者支援及び警察安全相談業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者に対するカウンセリング</li> <li>・相談、広聴、犯罪被害給付</li> </ul>
	情報管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報管理システム等の機能確保と障害対応業務</li> <li>・情報管理関係機器等の被害状況の把握業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子計算組織の運用、電磁的記録の解析</li> <li>・サイバー犯罪検査等の技術支援</li> </ul>
	広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関との連絡及び調整業務(災害に係る報道連絡・記者会見等)</li> <li>・災害関連広報業務</li> </ul>	一般広報業務、報道機関との連絡
	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧・飲料水の調達及び搬送業務</li> <li>・不足資機材の調達業務</li> <li>・物品損傷状況の把握業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算業務、物品の緊急調達及び配分(搬送)</li> <li>・物品の取得、管理及び処分業務</li> <li>・支出業務・遺失物業務</li> </ul>
	施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察施設の復旧及び修理業務</li> <li>・本部代替施設選定等の特命業務</li> <li>・県財産管理担当部署との連絡調整業務</li> <li>・管区・警察庁財産管理担当部署との連絡調整業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有財産及び県有財産の管理及び処分</li> <li>・警察本部庁舎の維持及び管理</li> </ul>
	装備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察車両、装備資機材の管理及び運用業務</li> <li>・被災車両の修理対応業務</li> <li>・災害対策資機材、特殊被服等の調達業務</li> <li>・県外応援部隊車両に対する給油等受援対応業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の管理、拳銃・弾薬の管理</li> <li>・車両の検査、点検整備</li> </ul>
警務部	警務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警務部活動の集約</li> <li>・警察職員の招集及び応援要請の手続業務</li> <li>・警察職員及びその家族の安否確認業務</li> <li>・公務災害補償及び援助協力者災害補償業務</li> <li>・県外応援部隊の誘導及び連絡等受援対応業務</li> <li>・警察官の集中運用に関する検討業務</li> <li>・県内における総合的治安対策の企画及び調整業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察運営の総合的企画及び調整業務</li> <li>・人事関係業務、組織及び定員関係業務</li> <li>・公務災害補償及び災害給付</li> <li>・給与関連業務、公文書の審査</li> <li>・警察官及び警察職員の採用</li> </ul>
	厚生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡職員、遺族への援護業務</li> <li>・警察職員の応急救護業務</li> <li>・災害に伴う警察職員の健康管理業務</li> </ul>	・互助会経理、保険事務、互助会貸付、共済関係業務各種健康診断、保健指導
	教養課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察活動等の記録業務</li> </ul>	・教養施設の管理
	監察官室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に伴う訟務対策業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監察業務(非違事業の調査、処分等に限る。)</li> <li>・叙位・叙勲及び賞じゅつ金、訴務事務</li> </ul>
	留置管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被留置者の傷病の確認等業務</li> <li>・被留置者の避難及び移送業務</li> <li>・被留置者の糧食の確保及び輸送業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留置施設の管理等、留置施設視察委員会業務</li> <li>・集中護送業務、看守業務</li> </ul>
生活安全部	生活安全総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安全部活動の集約</li> <li>・災害後に予想される犯罪の予防のための広報啓発活動業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安全警察運営の企画・調整</li> <li>・犯罪の予防一般</li> <li>・性犯罪等に発展するおそれのある事業の取締り等</li> </ul>
	人身安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明者の手配業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人身安全関連事業への対応</li> <li>・保護事業への対応</li> </ul>
	少年課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明児童の情報収集業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年事件、福祉犯事件の捜査</li> <li>・児童虐待事業対応</li> </ul>
	生活保安課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物対策業務(危険物・銃砲火薬対策)</li> <li>・警備業者との連絡・調整業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銃砲等、風俗営業等及び賃屋等の許可等並びに指導取締り</li> <li>・火薬類、高圧ガスその他の危険物の指導取締り</li> <li>・風俗関係事犯捜査</li> </ul>

部	所 属	災害応急対策業務	継続の必要性の高い通常業務
生活安全部	生活経済課	・災害に伴う生活経済事犯総合対策業務	・生活経済事犯捜査
	サイバー犯罪対策課	・災害に伴うサイバー犯罪発生状況の把握・捜査	・サイバー犯罪の捜査 ・サイバー犯罪捜査支援業務 ・情報技術を利用した犯罪の予防
地域部	地域総務課	・地域部活動の集約 ・被災地、避難所における移動交番等の運用業務 ・県外地域部隊等の受援連絡業務	・地域警察運営の企画・指導 ・災害業務
	通信指令課	・通信指令業務 ・本部電話交換業務 ・通信機器の集中管理業務	・通信指令、電話交換、通信指令システム
刑事部	刑事総務課	・刑事部活動の集約 ・情報収集業務 ・関係各部各課連絡及び調整業務	・刑事警察運営の企画、調整 ・適正捜査の維持等に関する業務 ・刑事法令又は犯罪捜査の調査・研究 ・犯罪捜査の支援、他の都道府県警察等との捜査の共助、照会
	捜査第一課	・治安悪化に伴い発生する重要凶悪犯罪の捜査 ・検視業務	・凶悪犯罪及び粗暴犯罪の捜査、火災犯罪の捜査 ・特殊事件の捜査、検視等に関する現場臨場
	捜査第二課	・義援金詐欺等の便乗犯罪に対する捜査、広報業務	・選挙犯罪捜査支援、知能犯捜査、特殊詐欺捜査
	捜査第三課	・災害に乘じた窃盗事件の捜査、広報業務	・窃盗犯罪捜査業務 ・犯罪手口業務
	鑑識課	・検視に伴う写真撮影業務 ・身元確認業務	・指紋・足こん跡関係業務、現場鑑識活動 ・写真処理業務、警察犬業務
	科学捜査研究所	・身元確認のためのDNA型鑑定等業務 ・鑑定機器等の調整・整備業務 ・冷凍保存鑑定資料の搬出業務	・鑑定及び現場検査
暴力団対策部	組織犯罪対策課	・暴力団対策部活動の集約 ・災害に伴う暴力団排除活動業務	・組織犯罪対策の企画・調整 ・組織犯罪に係る資料及び情報の収集・分析 ・保護対策、暴力団等の排除対策活動 ・犯罪による収益に係る情報の収集及び捜査等
	暴力団犯罪捜査課	・災害に伴う暴力団犯罪捜査及び暴力団排除活動業務	・暴力団に関する情報収集 ・暴力団犯罪捜査
	北九州地区暴力団犯罪捜査課	・災害に伴う暴力団犯罪捜査及び暴力団排除活動業務	・暴力団に関する情報収集 ・暴力団犯罪捜査
	薬物銃器対策課	・災害に伴い発生する薬物銃器犯罪の捜査	・麻薬、覚せい剤その他薬物関係事犯捜査 ・拳銃その他の銃器関係事犯捜査 ・薬物・銃器密輸事犯捜査
	国際捜査課	・災害に伴う通訳業務 ・災害に伴う外国人犯罪総合対策業務	・国際捜査共助、通訳及び翻訳、国際犯罪の取締り
交通部	交通企画課	・交通部活動の集約 ・情報収集業務 ・関係各課との連絡及び調整業務 ・交通事故管理システムの障害対応業務	・交通警察運営の企画・調整 ・緊急自動車指定等業務 ・安全運転管理者業務 ・自動車安全運転センター業務 ・自転車運転者講習制度業務 ・自動車運転代行業務 ・交通事故管理システムの管理、運用業務
	交通規制課	・交通管制センターを拠点とした情報収集・提供業務 ・災害に伴う交通規制計画の策定・運用 ・交通安全施設の点検及び応急復旧業務 ・緊急交通路の指定及び緊急通行車両等の確認業務 ・交通情報管理システムの障害対応業務	・交通管制センターの運用業務 ・交通安全施設の設置管理業務 ・緊急通行車両審査 ・交通関係許可業務 ・交通情報管理システムの管理、運用業務
	交通指導課	・広域緊急援助隊(交通部隊)の受援業務 ・放置駐車違反管理システム等の障害対応業務	・指導取締りの企画運用及び管理 ・交通関係法令違反事件捜査 ・交通反則通告事件処理 ・放置駐車関係業務 ・放置駐車違反管理システム等の管理、運用業務
	交通捜査課	・災害に伴う重大特異事故捜査	・交通事故事故の企画調整及び管理 ・交通事故事件の捜査 ・交通特殊事件の捜査

部	所 属	災害応急対策業務	継続の必要性の高い通常業務
交通部	運転免許試験課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種運転免許申請手続者に対する免許業務</li> <li>・警察署交通課窓口、業務委託先の被災状況の把握及び対処業務</li> <li>・免許証作製機等機器の点検整備業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許関係業務(運転免許試験、更新等)</li> <li>・法定講習(更新時講習、取消処分者講習等)</li> <li>・国外運転免許業務</li> </ul>
	運転免許管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者管理システムの障害対応業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許の行政処分</li> <li>・交通違反・事故の電算登録</li> <li>・交通事故事件の審査等</li> <li>・交通法令違反の審査等</li> <li>・意見の聴取・聴聞</li> <li>・運転者管理システムの管理、運用業務</li> </ul>
警備部	公安第一課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警備本部の庶務及び運営業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備警察運営の企画調整</li> <li>・警備情報の収集、分析</li> <li>・警備犯罪の捜査</li> <li>・サイバー攻撃に関する業務</li> </ul>
	公安第二課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に伴う警衛警護業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警衛・警護</li> <li>・右翼情報の収集、分析</li> <li>・右翼犯罪の捜査</li> </ul>
	公安第三課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に伴う情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する警備情報の収集、分析</li> <li>・上記の活動に関する警備犯罪の捜査</li> </ul>
	警備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備部活動の集約</li> <li>・災害警備に関する業務</li> <li>・警察活動の総括</li> <li>・警察庁、九州管区警察局及び関係都道府県警察への報告、連絡及び調整業務</li> <li>・航空隊の受援連絡業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備実施</li> <li>・災害警備</li> <li>・緊急事態への対処</li> <li>・雑踏警備</li> <li>・航空隊の運用</li> </ul>
	外事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関、在外公館との連絡及び調整業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人に係る警備情報の収集、分析</li> <li>・外国人に係る警備犯罪の捜査</li> </ul>
福岡市警察部庶務課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市警察部活動の集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市その他の関係機関との連絡</li> <li>・福岡市内各警察署間の連絡調整</li> </ul>
北九州市警察部機動警察隊		<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市警察部活動の集約</li> <li>・災害警備本部の代替施設として機能移転の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市その他の関係機関との連絡</li> <li>・北九州市内各警察署間の連絡調整</li> </ul>
警察学校		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察学校活動の集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の計画・調整</li> <li>・初任科・初任補修科の学生に対する指導</li> </ul>
福岡県情報通信部	通信庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県情報通信部活動の集約</li> <li>・本部、本部別館、無線中継所、警察署等の状況把握業務</li> <li>・商用電源断時、発動発電機の燃料運搬業務</li> <li>・不足資機材調達業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内及び関係部門との総合調整</li> <li>・通信関係予算・物品の管理</li> </ul>
	機動通信課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察通信システムの被害状況の確認業務</li> <li>・本部、本部別館、無線中継所、警察署等の状況把握業務</li> <li>・応急資機材による通信設備の設置業務</li> <li>・代替指揮室(仮称)への警備本部等の設置業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案発生時の初動措置等通信の確保</li> <li>・施設の管理・保全、データ通信網管理</li> <li>・無線中継所の管理・保全、通信施設の保守</li> <li>・警察通信施設の保全</li> </ul>
	通信施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信事業者回線の現状把握業務</li> <li>・本部、本部別館、無線中継所、警察署等の状況把握業務</li> <li>・応急資機材による通信設備の設置業務</li> <li>・代替指揮室(仮称)への警備本部等の設置業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線局の新設、検査等</li> <li>・通信施設の新設、改修等</li> </ul>
	情報技術解析課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部、本部別館、無線中継所、警察署等の状況把握業務</li> <li>・商用電源断時、発動発電機の燃料運搬業務</li> <li>・応急資機材の運搬及び設置の補助業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術支援業務</li> <li>・サイバーテロに係る緊急対処・予兆把握関連業務</li> </ul>